

## 町田市介護サービス事業所等感染者対応支援事業 Q &amp; A

## ＜補助対象＞

|   |                                |   |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 利用者や職員が濃厚接触者となった場合は支援対象となるか。   | 濃厚接触者の場合は支援対象となりません。  |
| 2 | 他市在住の利用者や職員が陽性者となった場合でも対象となるか。 | 市内事業所等の利用者、職員であれば、陽性者となった場合は居住地にかかわらず支援対象となります。   |
| 3 | 職員の範囲は正職員以外も支援対象になるか。          | 支援対象となる職員の範囲は、資格や職種、雇用形態等による限定はありません。<br>利用者にサービスを直接的に提供する業務（居宅介護支援、地域包括支援センターを除く）に従事している職員が対象となります。そのため、在籍のみで勤務実態のない場合などは対象外となります。 |
| 4 | 陽性者が複数発生した場合の支援額は。             | 支援額は陽性者の人数に関わらず一律50万円となります。   |
| 5 | 陽性者の報告をしていなかった場合は支援対象とならないのか。  | 問合せ先の「感染者対応支援事業担当」宛に連絡ください。発生の事実が確認された場合は支援対象とします。<br>支援金交付申請の際に「感染者報告書」を提出していただきます。  |

## ＜対象となる事業所等＞

|   |  |   |
|---|--|---|
| 6 | 【サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス】<br>介護保険法の指定を受けていない施設も支援対象となるのか。 | 介護保険法の指定を受けていない、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスについても、支援対象とします。 |
| 7 | 利用者が訪問介護やデイサービス（通所介護）などの事業所等を併用で利用していた場合はどちらが支援対象になるのか。<br>また、職員が複数の事業所等で勤務し     | 利用者、職員ともそれぞれの事業所等が支援対象となります。  |

|  |                    |  |
|--|--------------------|--|
|  | ていた場合の支援対象はどうなるのか。 |  |
|--|--------------------|--|

<居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター>

|   |  |  |
|---|--|--|
| 8 | 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターは職員が陽性者となった場合のみを支援対象としている理由は。 | 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターは、利用者へ直接的な介護サービスを行う事業とは性質が異なることから、職員が発生した場合のみを支援対象としています。 |
|---|--|--|

<添付資料「感染者報告書」について>

|   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 9 | 「新型コロナウイルス感染者報告書」とは？ | 添付資料「新型コロナウイルス感染者報告書」は、陽性者が発生した事業所が、市へ提出していただく東京都報告用の書式です。<br>当補助金の交付申請の際に、陽性者確認の添付資料とするため、申請書と併せて提出していただきます。<br>(既に市へ報告書を提出済みの事業所は提出不要です) |
|---|----------------------|--|

<補助対象期間>

|    |                                   |   |
|----|-----------------------------------|---|
| 10 | 陽性者の発生が年度をまたぐ場合は2ヶ年にわたり支援対象となるのか。 | 交付は1年度あたり1回限りとなります。<br>交付回数は、原則として初発者の陽性と判定された日の属する年度により数えるものとします。例えば、感染拡大により、連続して複数の陽性者が年度を超えて発生した場合は、発生初年度の一つの案件として支援金額は50万円となります。<br>連続しての発生が一旦途切れた後に陽性者が別途発生し、感染源が同一でないと見なされる場合は、次年度も対象となります。 |
|----|-----------------------------------|---|